

平成31年 第1回

教育委員会定例会会議録

平成31年1月9日

中央区教育委員会

平成31年第1回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成31年1月9日(水) 午後2時00分
場 所 中央区役所6階会議室
出席委員 中央区教育委員会教育長職務代理者 森田潤一
委 員 渥美哲夫
委 員 窪木登志子
委 員 本宮典幸

説明のために出席した事務局職員

次 長 長嶋育夫
参 事 伊藤孝志
学務課長 星野一晃
学校施設課長 染谷修一
指導室長 吉野達雄
教育支援担当課長 細山貴信
統括指導主事 村上隆史
統括指導主事 上原史士
図書文化財課長 志賀谷優

書 記 中央区教育委員会事務局
教育行政推進係長 荻原雅彦
教育行政推進係員 宮崎真里

開 議 午後2時00分森田教育長職務代理者開会宣言
会議規則第30条による署名委員
教育長職務代理者 森田潤一
委 員 渥美哲夫

- 日程第1 議案第1号
中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務
災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について
- 日程第2 議案第2号
中央区立学校設備使用料条例の一部を改正する条例の制定依頼について
- 日程第3 議案第3号
教育財産の取得の申出について
- 日程第4 報告事項
各課事業報告について

教育長職務代理者 開会に先立ち、ご報告いたします。本日、平林教育長から欠席との届出を
いただいておりますので、教育長職務代理者として私が議事を進行します。
よろしくお願いいたします。

ただいまから、平成31年第1回教育委員会定例会を開会します。

初めに、本日の会議録の署名委員をご指名します。

本日は、渥美委員にお願いします。

それでは、本日の日程に入ります。日程第1、議案第1号を議題といた
します。

議案第1号を書記、朗読お願いいたします。

(書記朗読)

教育長職務代理者 それでは、次長から提案説明をお願いいたします。

次 長 議案第1号「中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬
剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼」につい
て、提案説明。

教育長職務代理者 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご質問等ないので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議ないものと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決され
ました。

次に、日程第2、議案第2号と日程第3、議案第3号は関連がありますの
で、一括して議題といたします。

議案第2号、第3号を、書記、朗読お願いいたします。

(書記朗読)

教育長職務代理者 それでは、次長から提案説明をお願いいたします。

次 長 議案第2号「中央区立学校設備使用料条例の一部を改正する条例の制定依
頼に」について、

議案第3号「教育財産の取得の申出」について、それぞれ提案説明。

教育長職務代理者 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

窪木委員 議案に対して異議はないのですが、教育財産の取得の申出についてお尋ね
します。常盤小学校の別館となる建物の一部の取得を中央区長に申し出ると
いうことですが、今回取得する部分のほかは、どのような扱いになるのでし
ょうか。区分所有とか共有などになるのですか。

また、この建物が建つ土地は、区が所有する土地で、所有権の帰属主体と
しては区という法人になるのでしょうか。

次 長 常盤小学校別館は、再開発事業の区域内にあった区道の土地を常盤小学校

別館の土地と建物に権利変換する部分と今回購入する部分をあわせて、全部取得することになります。権利変換する部分と購入する部分については確認して回答します。

学校施設課長
窪木委員 土地についても、区の所有になりますので、所有権の帰属も区になります。わかりました。

教育長職務代理者 ほかにご質問はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご質問等ないようですので、順次お諮りいたします。

まず、議案第2号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議ないものと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議ないものと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、報告事項のうち(1)と(2)の報告をお願いいたします。

指導室長 「区立学校における平成30年度卒業式及び平成31年度入学式の日程」について、資料1により報告。

「中央区立中学校に係る運動部活動の方針」について、資料2により報告。

教育長職務代理者 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

渥美委員 中央区立中学校に係る運動部活動の方針について、お聞きします。部活動指導員を積極的に任用するということですが、部活動指導員は民間の人材を活用するということですか。

指導室長 はい、渥美委員のご指摘のとおり、学校の教員が部活動に対して専門性を持っていないという状況がありますので、教員以外で募集して専門性がある方を任用し、配置していきたいと考えております。

渥美委員 わかりました。

もう1点質問します。この方針の「2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組」の「(1)適切な指導の実施」の「イ」に、運動部顧問の指導について記載があります。

例えば、先生が大学でバスケットボール部に所属していて、バスケットボールの顧問になるということであれば良いのでしょうか、ほかの部活動の顧問になるということもあると聞いています。そういった場合に、顧問の先生に対して、専門性を高めるような指導や研修なども行っていくのでしょうか。

指導室長 専門性を持たない教員が顧問をしているという状況は、今回の部活動の方針をつくるに当たっての課題の一つになっていました。全国的にも同様の状況があり、これまでは、顧問になった先生方の努力によって指導してきましたが、専門性を持った人による指導が適切だということで、部活動指導員を任用するというようになってきています。

部活動の顧問・指導員に対して、過度な練習がけがなどのリスクを高めることや、子どもたちの人権や発達の個人差などにも配慮した指導についての研修を行い、適切な指導の実施に努め、より良い部活動ができるようにしていきたいと考えています。

渥美委員 ありがとうございます。引き続き、適切な指導をお願いします。
教育長職務代理者 ほかにご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理者 ほかにご質問がなければ、私からも「中央区立学校に係る運動部活動方針について」1点、質問をさせていただきます。

「文化部活動の扱い」として、「文化部の特性を踏まえつつ、方針に準じて取り扱う。」とされていますが、活動時間などは運動部と同じような扱いになるのでしょうか。

指導室長 文化部の活動については、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を昨年12月27日に策定したところですが、そのガイドラインも運動部の活動に準じて策定されていますので、本区でも本方針に準じて、文化部の活動を行っていきます。

教育長職務代理者 わかりました。ありがとうございます。

それでは、(3)について、報告をお願いします。

学務課長 「意見・要望」の1件目について、資料3により報告。

指導室長 「意見・要望」の2件目、3件目について、資料3により報告。

図書文化財課長 「意見・要望」の4件目について、資料3により報告。

教育長職務代理者 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理者 よろしいですか。これで本日の日程を終了いたしますが、委員の皆さまからご意見等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理者 よろしいですか。それでは、これで、本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 2 時 3 0 分 教育長職務代理者閉会宣言
署名委員